

専決処分の承認について

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

平成 2 9 年 6 月 8 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を早急に改正する必要があるため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項本文の規定に基づいて専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。



専 決 処 分 書

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

秦野市長 古谷 義幸



理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、次に掲げる特例措置を拡充することについて早急に対応する必要があるため、改正する。

- (1) 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の支給認定子どもに係る利用者負担額の上限を1号支給認定にあつては3,000円、2号支給認定にあつては6,000円とすること。
- (2) 市町村民税均等割額のみが課税される世帯（1号支給認定に係るものに限る。）の第2子に係る利用者負担額を無償とすること。

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例（平成27年秦野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考4に次のただし書を加える。

ただし、D2～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考3各号のいずれかに該当する世帯の秦野市立以外の認定こども園（教育の利用に限る。）又は特定教育・保育施設である私立の幼稚園に係る支給認定子どもに係る利用者負担額は、3,000円とする。

別表第1備考中9を10とし、同表備考8中「、備考6及び備考7」を「及び備考6から備考8まで」に改め、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7中「C～D4階層」を「D1～D4階層」に改め、「（支給認定子どもの保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、支給認定子どもの保護者と生計を一つにしているものをいう。この表、別表第2及び別表第3において同じ。）」を削り、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6の次に次のように加える。

7 備考6の規定にかかわらず、C階層に2名以上の特定被監護者等（支給認定子どもの保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、支給認定子どもの保護者と生計を一つにしているものをいう。この表、別表第2及び別表第3において同じ。）がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

別表第2備考2中「及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）」を削り、「とする」を「とし、D5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における同表備考3各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、6,000円とする」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例（昭和62年秦野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表備考3各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、D5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における次の各号のいずれかに該当する世帯の3歳以上の小学校就学前の児童に係る徴収金額は、3,000円とする。

議案第34号 秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1-3 (略)</p> <p>4 D1～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考3各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。<u>ただし、D2～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考3各号のいずれかに該当する世帯の秦野市立以外の認定こども園（教育の利用に限る。）又は特定教育・保育施設である私立の幼稚園に係る支給認定子どもに係る利用者負担額は、3,000円とする。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 <u>備考6の規定にかかわらず、C階層に2名以上の特定被監護者等（支給認定子どもの保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、支</u></p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1-3 (略)</p> <p>4 D1～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考3各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>5・6 (略)</p>

給認定子どもの保護者と生計を一つにしているものをいう。この表、別表第2及び別表第3において同じ。）がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

8 備考6の規定にかかわらず、D1～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目の特定被監護者等に係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

9 備考4及び備考6から備考8までの規定にかかわらず、D1～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考3各

7 備考6の規定にかかわらず、C～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）に2名以上の特定被監護者等（支給認定子どもの保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、支給認定子どもの保護者と生計を一つにしているものをいう。この表、別表第2及び別表第3において同じ。）がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目の特定被監護者等に係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に

100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

8 備考4、備考6及び備考7の規定にかかわらず、D1～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考3各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者

号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

10 (略)

別表第2 (第3条関係)

(略)

備考

1 (略)

2 C～D 4階層における別表第1備考3各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、D 5階層（市町村民税所得割額が77, 101円未満の世帯に限る。）における同表備考3各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、6, 000円とする。

3-8 (略)

等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

9 (略)

別表第2 (第3条関係)

(略)

備考

1 (略)

2 C～D 4階層及びD 5階層（市町村民税所得割額が77, 101円未満の世帯に限る。）における別表第1備考3各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3-8 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例(昭和62年秦野市条例第17号)の一部を次のように改正する。
別表備考3各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、D5階層(市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。)における次の各号のいずれかに該当する世帯の3歳以上の小学校就学前の児童に係る徴収金額は、3,000円とする。

専決処分（秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例）の承認について

1 改正の内容

- (1) 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等に対する利用者負担額の上限を1号支給認定にあつては3,000円、2号支給認定にあつては6,000円とする。
- (2) 市町村民税均等割額のみが課税される世帯（1号支給認定に係るものに限る。）の第2子に係る利用者負担額を無償とする。

2 料金表（利用者負担額）

(1) 1号支給認定

改正後 決定区分		私立(幼稚園・こども園)			公立(こども園)		
		第1子		第2子 (※)	第1子		第2子 (※)
		一般	ひとり親世帯等		一般	ひとり親世帯等	
A	生活保護	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	非課税						
C	均等割のみ課税	3,000円	0円	<u>0円</u>	300円	0円	<u>0円</u>
D1	48,600円未満	5,000円	2,500円	2,500円	1,100円	500円	500円
D2	54,000円未満	6,400円	<u>3,000円</u>	3,200円	2,000円	1,000円	1,000円
D3	62,000円未満	7,300円	<u>3,000円</u>	3,600円	2,600円	1,300円	1,300円
D4	71,000円未満	9,000円	<u>3,000円</u>	4,500円	3,700円	1,800円	1,800円
D5	77,101円未満	11,000円	<u>3,000円</u>	5,500円	4,900円	2,400円	2,400円
	97,000円未満	11,000円	11,000円	5,500円	4,900円	4,900円	2,400円

(※)ひとり親世帯等の第2子は0円(決定区分がD5階層の77,701円以上97,000円未満を除く。)

改正前 決定区分		私立(幼稚園・こども園)			公立(こども園)		
		第1子		第2子 (※)	第1子		第2子 (※)
		一般	ひとり親世帯等		一般	ひとり親世帯等	
A	生活保護	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	非課税						
C	均等割のみ課税	3,000円	0円	<u>1,500円</u>	300円	0円	<u>100円</u>
D1	48,600円未満	5,000円	2,500円	2,500円	1,100円	500円	500円
D2	54,000円未満	6,400円	<u>3,200円</u>	3,200円	2,000円	1,000円	1,000円
D3	62,000円未満	7,300円	<u>3,600円</u>	3,600円	2,600円	1,300円	1,300円
D4	71,000円未満	9,000円	<u>4,500円</u>	4,500円	3,700円	1,800円	1,800円
D5	77,101円未満	11,000円	<u>5,500円</u>	5,500円	4,900円	2,400円	2,400円
	97,000円未満	11,000円	11,000円	5,500円	4,900円	4,900円	2,400円

(※)ひとり親世帯等の第2子は0円(決定区分がD5階層の77,701円以上97,000円未満を除く。)

(2) 2号支給認定

改正後 決定区分		標準時間(11時間)			短時間(8時間)		
		第1子		第2子 (※)	第1子		第2子 (※)
		一般	ひとり親世帯等		一般	ひとり親世帯等	
A	生活保護	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	非課税						
C	均等割のみ課税	4,500円	2,200円	2,200円	4,400円	2,200円	2,200円
D1	48,600円未満	6,200円	3,100円	3,100円	6,100円	3,000円	3,000円
D2	54,000円未満	8,000円	4,000円	4,000円	7,900円	3,900円	3,900円
D3	62,000円未満	9,100円	4,500円	4,500円	8,900円	4,400円	4,400円
D4	71,000円未満	11,300円	5,600円	5,600円	11,100円	5,500円	5,500円
D5	77,101円未満	13,700円	<u>6,000円</u>	6,800円	13,500円	<u>6,000円</u>	6,700円
	97,000円未満	13,700円	13,700円	6,800円	13,500円	13,500円	6,700円

(※)ひとり親世帯等の第2子は0円(決定区分がD5階層の77,701円以上97,000円未満を除く。)

改正前 決定区分		標準時間(11時間)			短時間(8時間)		
		第1子		第2子 (※)	第1子		第2子 (※)
		一般	ひとり親世帯等		一般	ひとり親世帯等	
A	生活保護	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	非課税						
C	均等割のみ課税	4,500円	2,200円	2,200円	4,400円	2,200円	2,200円
D1	48,600円未満	6,200円	3,100円	3,100円	6,100円	3,000円	3,000円
D2	54,000円未満	8,000円	4,000円	4,000円	7,900円	3,900円	3,900円
D3	62,000円未満	9,100円	4,500円	4,500円	8,900円	4,400円	4,400円
D4	71,000円未満	11,300円	5,600円	5,600円	11,100円	5,500円	5,500円
D5	77,101円未満	13,700円	<u>6,800円</u>	6,800円	13,500円	<u>6,700円</u>	6,700円
	97,000円未満	13,700円	13,700円	6,800円	13,500円	13,500円	6,700円

(※)ひとり親世帯等の第2子は0円(決定区分がD5階層の77,701円以上97,000円未満を除く。)